

令和2年(2020年)5月14日  
総合政策部危機管理局危機管理・防災課

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る滋賀県への要請に対する回答について

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第7項の規定に基づき、4月20日付けで滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長へ要請文を送付しました。

それに対して5月13日付けで滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長より別紙のとおり回答がありましたのでお知らせします。

### ■問い合わせ

担当課名 : 危機管理・防災課

担当者名 : 植西

(直通) 0748-71-2311 ※17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748-72-2000



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

滋 防 危 第 8 1 3 号

令和 2 年(2020年) 5 月13日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部長

湖南省長 谷畑 英吾 様

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長

滋賀県知事 三日月 大造

「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る要請」に対する回答について

平素より、本県行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

要請に対する県の対応状況につき、別添のとおり送付いたします。

今後も引き続き、共感と協働のもと、貴市と一層連携して各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

## 要望書に対する回答要旨

課(室)名 健康医療福祉部 新型コロナウイルス感染症対策チーム、防災危機管理局

<要望項目：医療資源について>

要請内容：

しかし、昨日の報道にもあったとおり、現在、本県では、感染症病床はその多くが軽症患者で埋められており、県民の不安を増しているところです。軽症としながらも指定感染症患者であることから、病院現場ではその対応に神経を使います。これから重症患者が増える可能性もあるなかで、新型コロナウイルスとの戦いの初期において、医療従事者を疲弊させることは医療資源の浪費であるといえます。可及的速やかに、地方公務員共済組合滋賀県支部と滋賀県市町村共済組合などが共同経営する「ホテルピアザびわ湖」、もしくは所有者から申し出のある民間ホテル（以下、「当該宿泊施設」という。）等を借り上げて軽症者の入院施設とするとともに、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請を行い、県職員および当該宿泊施設従業員に対して防護衣の着脱要領等の教育支援および現に入院している指定病院から当該宿泊施設までの軽症者の輸送支援を求められたい。

回答要旨：

ご要望の通り、県では医療従事者の方々の負担軽減や重症の方々に対して必要な医療提供体制を確保に対して、無症状者・軽症者が療養を行う宿泊療養施設の確保が重要と考えています。

そのため、4月22日に宿泊療養施設としてホテルピアザびわ湖の利用を開始し、62室を確保し、4月29日現在で9名が療養中です。

また、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合や組合非加盟の50室以上の施設に対して意向調査を実施しており、受入検討可能と返答があった施設には、個別に職員が下見に伺うなど軽症者受入れに向けた調整を行っており、さらなる施設確保に向けても準備をすすめているところです。

4月27日には知事から陸上自衛隊第3師団長あて、災害派遣を依頼し、4月28日には、輸送関係者や保健所職員に対し、感染防護に係る教育支援を実施。4月30日から軽症者の輸送支援を実施いただいたところ。

なお、ホテルピアザびわ湖における宿泊療養施設の開設に先立って、4月20日に県職員・ホテルスタッフを対象に従事者向け研修を行い、適切な対応に努めているところです。

# 要望書に対する回答要旨

課（室）名 市町振興課

< 要望項目番号：提出期限等について >

## 要請内容：

また、新年度が始まって半月が経過しましたが、この時期には県を通して国に提出しなければならない報告が極めて多く、県対策本部長の要請に応じて感染拡大防止のために職員の職場への出勤を減じようにも、現場においては書類の作成作業に追われているところ です。

ついては、県において対応が可能な報告等の提出期限について至急調査の上、その延伸を取り計らっていただきますとともに、法第24条第8項の規定に基づき、上記報告等の提出期限の延伸について、指定行政機関の長に対し要請を行われたい。

## 回答要旨：

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、甚大な影響を地方に及ぼしており、県内各市町においてその対応が負担となっている一方で、感染拡大防止のために職場への出勤者の削減等の対応を執られているなど、職場における感染拡大防止対策を講じつつ、通常業務の執行に必要な体制確保に大変苦慮されていることと認識しています。

全国知事会から国に対し、「全国を対象とした『緊急事態宣言』の発令を受けての緊急提言」がなされ、「地方における円滑な執務体制の確立」として、「各省庁からの通常業務に係る照会への回答等が各都道府県の職員の大きな負担となっていることから、こうした通常業務については休止・延期するなど、全都道府県が新型コロナウイルス対策に全力で取り組めるよう、国においても配慮」するよう要請されたところです。

本県としても、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を予定しており、県内市町の状況も踏まえたいうえで、同趣旨の要望を行うよう、現在庁内調整を行っています。

# 要望書に対する回答要旨

課（室）名 商工政策課

<要望項目番号：支援について>

## 要請内容：

さらには、県対策本部長が提唱する「5分の1ルール」に従って休業している中小企業、小規模事業者、個人事業主、フリーランス等が県内にはたくさんあります。県におかれては、これらに対する県独自の協力金等の経済的な支援のスキームを早急に構築するとともに、地方創生臨時交付金を活用して県民経済を徹底して支える旨の宣言を行い、県民の不安を払拭されたい。

## 回答要旨：

本県においては、新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、国の緊急事態宣言の全国拡大により、滋賀県全域が緊急事態措置の実施区域となったことを踏まえ、本県での感染拡大を防止するため、休業等の対象となる施設を運営されている方で、休業等に協力いただける県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」（以下「支援金」といいます。）を創設します。

本支援金を早期に執行することで、県民の不安を払拭してまいります。

## 要望書に対する回答要旨

課(室)名 土木交通部監理課

<要望項目番号：公共事業における繰越手続きについて>

### 要請内容：

公共事業については、国費との関係で優先順位を付けて執行する必要があるが、緊急事態宣言を受けてその進度調整に苦慮しています。受注するゼネコン等も事業を縮小しており、執行そのものについても不安があります。今後、事業進捗が後逸した場合、繰越手続等が容易に進むように、あらかじめ基礎自治体支援のあり方について国との調整をしておきたい。

### 回答要旨：

国においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う令和元年度における繰越しについて、

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない。
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても、翌年度に実施できるものとみなす。

といった弾力的な対応をとられたところではありますが、今後繰越さなければならない事由が発生した時点で、速やかに翌債承認の事務手続をいただくことで、県におきましても、繰越承認等の事務手続きを迅速に行い、円滑な国庫補助事業の執行が可能となるよう努めてまいります。

## 要望書に対する回答要旨

課(室)名 幼小中教育課

<要望項目番号：支援教材について>

要請内容：

学校現場においては、3月以降断続的に臨時休業が続いており、児童生徒が家庭にいる時間が長くなっていますが、個別の市町教育委員会で自習教材を作成することは効率的ではありません。県教育委員会において、在宅期間における予定単元をカバーする家庭学習の支援教材の作成と市町教育委員会への提供を願いたい。

回答要旨：

滋賀県教育委員会としては、県総合教育センターのホームページ上に県が作成した学習支援教材、授業動画等を掲載するとともに、市町教育委員会が作成した学習支援教材等もあわせて掲載する等して、在宅期間における家庭学習を支援しています。

## 要望書に対する回答要旨

課（室）名 防災危機管理局

<要望項目番号：情報共有について>

要請内容：

なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に関する情報については、迅速に市町に伝達するとともに、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が求められています。しかし、「5分の1ルール」により県の出勤職員が少なくなっており、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が難しいと思料されることから、個別に照会しなくても対応が可能となるよう、県と市町における情報共有のあり方についても工夫されたい。

回答要旨：

本県の提唱した1/5ルールは、感染拡大を防止する観点から、人と人との接触機会を1/5に低減するために仕事の進め方を見直すものです。業務の優先順位を見定め、勤務体制や勤務場所を、柔軟に見直しを行う中において、新型コロナウイルス感染症対策については、最優先で対応すべき業務として、全庁的な推進体制を整備し（別紙参照）、担当する職員も増員して対応しているところです。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる各市町からの照会や情報共有については、対応できる人員を確保し、今後とも、迅速な対応ができるよう取り組んでまいります。